

仕 様 書

名 称 札幌市動物管理センター福移支所 特殊機械装置修繕（一次室煉瓦積替）

1 業務の概要

札幌市動物管理センター福移支所（以下「福移支所」という。）において実施した「札幌市動物管理センター福移支所特殊機械装置定期点検業務」にて必要性を指摘された火葬炉装置焼却炉本体の一次室内壁レンガの積替を行う。

2 担当課

保健福祉局保健所動物管理センター
〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1番31号
TEL 736-6134 FAX 736-6137

3 履行場所

動物管理センター福移支所
〒002-8055 札幌市北区篠路町福移156番地
TEL 791-1811 FAX 791-7969

4 履行期間

令和4年2月1日から令和4年3月31日まで

5 火葬炉の概要

設置年月	平成13年11月
火葬能力	200kg／回
炉内面積	1.8㎡
排気筒	径700mm
本体寸法	1700mm×4920mm×2200mm

6 修繕箇所

別紙図面赤枠のとおり

7 作業日程等

- (1) 作業日は、福移支所の開庁日（平日）に実施するものとし、事前に委託者と協議して日程を決めること。
- (2) 作業時間は、業務時間内（8：45～17：15）に実施すること。やむを得ない理由により業務時間外に実施する場合は、事前に委託者と協議すること。

8 提出書類

(1) 業務着手時

- ・ 業務着手届
- ・ 業務責任者指定通知書
- ・ 受託者と業務責任者の雇用関係を証明する書類
- ・ 業務日程表

(2) 現場作業時

- ・ 作業日報

(3) 業務完了時

- ・ 修繕報告書
- ・ 業務記録写真（作業前・作業中・作業後）
- ・ 業務完了届

9 関連法令の順守

業務は、労働安全衛生法及び関連法令に基づき実施すること。また、仕様書に示されていない事項であっても、関係法令に定められている場合はこれを守らなければならない。

10 その他

- (1) 業務を実施するに当たっては、建築物の損傷、汚染防止に努め、万が一損傷または汚染が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。
- (2) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 業務期間中の危険防止対策を徹底し、労務災害の発生がないよう万全を期すとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。
- (4) 当該修繕作業終了時には、試運転を行い、正常に動作することを確認すること。
- (5) この仕様書に定められていない事項については、委託者と協議の上、その指示に従うこと。